

2. 警備業務実施の基本原則について

参照条文(警備業法)

(警備業務実施の基本原則)

第15条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあたっては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。

◇解説◇

本条前段の規定は、警備業務が他人の生命、身体、財産等を守ることを主な業務とするものであることから、一見警察業務と類似性を有するが、警備業務は営利を目的として特定人の依頼に基づいて特定人のためにのみ行うものであり、公共の安全と秩序の維持に当たる警察業務とは本質を異にするものであるので、その業務実施に当たっては、あくまでも、私人のいわゆる管理権等の範囲で行われるべきものであることを注意的に定めたものである。

次に、本条後段の規定は、刑罰法令等に抵触する行為はもとより、他人の権利及び自由を侵害する行為のほか、必ずしも明白な権利侵害に当たらない場合であっても個人又は団体の正当な活動に不当な影響を及ぼす行為については、これを禁止する趣旨である。これは、法制定当時、一部の警備員が労働争議、市民運動等に関与したことに伴う世人の批判を考慮しながら、それに応える措置として設けられたものである。